

## 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）について

### 1 民生委員・児童委員の概要

民生委員は、民生委員法（以下「法」という。）に基づき、地域における相談・支援を行うため厚生労働大臣から委嘱されたボランティアであり、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。

民生委員・児童委員は自らも地域社会の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方など、支援が必要な方を見守り、住民の方々の生活に関する相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、専門機関につなぐ役割を果たしている。

給与の支給はないが、民生委員・児童委員活動に必要な交通費、通信費等の実費弁償として活動費が支給される。任期は3年で、3年毎に全国一斉に改選が行われる。任期の途中で委員の交代があった時は、後任の委員の任期は、前任者の残任期間となる。

### 2 民生委員の職務

- (1) 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。（法第14条第1項第1号）
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。（同条第1項第2号）
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。（同条第1項第3号）
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。（同条第1項第4号）
- (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。（同条第1項第5号）
- (6) 民生委員は前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。（同条第2項）

### 3 児童委員の職務

- (1) 実情把握と記録（児童委員の活動要領第2の1）
- (2) 相談・支援（同第2の2）
- (3) 地域活動（同第2の3）
- (4) 児童虐待への取組み（同第2の4）
- (5) 意見具申（同第2の5）
- (6) 連絡通報（同第2の6）

### 4 主任児童委員の職務

主任児童委員は児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当することとされ、原則として担当区域は定められていない。主な職務は児童委員活動のほか、次のとおりである。

- (1) 関係機関と児童委員との連携（同第3の1）
- (2) 児童委員への援助・協力（同第3の2）
- (3) 民生委員としての活動（同第3の3）